

〒

名簿番号

住所

令和 年 月 日

氏名 様

ほか相続人各位

※このご案内は、市町村への届出をされた方へ送付しております。

相続人以外の方に届いた場合は、相続人への交付をお願いします。

※人名には常用漢字を使用している場合がありますのでご了承ください。

国税局長



相続税の申告等についての御案内

この度の 様 の御逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を超える場合、その方から相続や遺贈によって財産を取得された方は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月目の日までに、相続税の申告と納税が必要になります。

つきましては、他の相続の方々へも御連絡の上、同封の「相続税のあらまし」により申告が必要かどうかを確認いただき、申告が必要な場合は令和 年 月 日までに、相続税の申告書を亡くなられた方の住所地を所轄する税務署に提出し納税をしてください。

なお、お亡くなりになった方の遺産の総額が基礎控除額に満たない場合には、申告書の提出は必要ありません。

➤ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、様々な情報を掲載するとともに、相続税の申告書の様式を出力することができるほか、相続財産の金額などを入力することにより、相続税の申告の要否のおおよその判定を行うことができる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開していますので、どうぞ御利用ください。

➤ 相続税の申告書は、御自身で作成していただくか、税理士等の専門家へ御依頼ください。税務署の窓口では相続税の申告書の作成を行っておりません。

➤ 相続税に関する一般的な御質問や御相談は、お電話にてお問い合わせください。亡くなられた方の住所地を所轄する税務署を同封の「高松国税局からのお知らせ」チラシで確認の上お電話していただき、自動音声案内に従い「1」番を選択していただくと、国税局「電話相談センター」の税務相談官が御相談をお受けします。

なお、御相談のうち、相談内容が複雑で関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、事前にお電話で御予約いただいた上で、税務署での面接により対応しております。面接相談をご希望される場合は、自動音声案内に従い「2」番を選択し、担当職員に御住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時を御予約ください。

➤ 既に申告書を提出されているなど本案内と行き違いの場合がございますので、ご了承ください。

※ この文書による行政指導の責任者は 国税局長 です。